

大町市告示第63号

大町市林業事業体支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業従事者の労働災害の抑制及び専門知識等の習得の促進を図るため、林業の労働安全に資する安全装備品等の購入に要する経費及び林業に関する技能講習等の受講等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、市費補助金交付規則（平成8年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、大町市内に事業所を有し、林業を営む個人又は法人であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 森林経営管理制度に基づく「意欲と能力のある林業経営者」及び「意欲と能力のある林業経営者へと育成を図る林業経営体」に登録されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、国、県、財団法人等の制度又は市の他の制度に基づく補助金等の交付を受けている者は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業等)

第3条 補助事業、対象経費及び補助率等は、次の表に掲げるとおりとする。

補助事業	対象経費	補助率等
安全装備器具 購入事業	林業の労働安全に資する安全装備品及び安全機械器具の購入に係る経費	対象経費の2分の1以内 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
技能講習等受 講支援事業	林業に関する技能講習会、安全衛生教育講習会等の受講及び当該講習会等の資料の購入に係る経費	

2 同一の事業者に対する補助金の交付は、1年度当たり20万円を限度とする。

3 補助金の交付の対象とする安全装備品、安全機械器具、技能講習会、安全衛生教育講習会等の内容については、市長が別に定める。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、大町市林業事業体支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大町市林業事業体支援事業補助金実施計画書（様式第2号）
- (2) 2者以上から徴した見積書（安全装備器具購入事業の場合に限る。）
- (3) 講習会等に係る開催要領等の写し（技能講習等受講支援事業の場合に限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、大町市林業事業体支援事業補助金交付決定書(様式第3号)により申請をした者に通知するものとする。

(事業の内容の変更等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに大町市林業事業体支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に変更等に係る書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、大町市林業事業体支援事業補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績の報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大町市林業事業体支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次の表の左欄に掲げる補助事業に応じ同表右欄に掲げる書類を添えて当該年度の2月末までに市長に提出しなければならない。

補助事業	添付書類
安全装備器具購入事業	(1) 大町市林業事業体支援事業補助金実績報告内訳書(様式第7号) (2) 契約書又は納品書の写し (3) 請求書又は領収書の写し (4) その他市長が必要と認める書類
技能講習等受講支援事業	(1) 大町市林業事業体支援事業補助金実績報告内訳書(様式第7号) (2) 免許書又は修了証の写し (3) 受講料、受験料等の領収書の写し (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大町市林業事業体支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、大町市林業事業体支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(管理台帳)

第10条 安全装備器具購入事業を実施した補助事業者は、購入した安全装備品又は安全機械器具の単品に係る購入経費が5万円を超える場合は、管理台帳を作成し、その写しを市長に提出しなければならない。

(関係書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業の関係書類について、当該補助事業が完了した日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。